

総合地球環境学研究所運営会議規則

平成16年 5月26日制 定

規則第1号

令和 4年 4月 1日最終改正

(目的)

第1条 この規則は、人間文化研究機構大学共同利用機関運営会議規程（以下「運営会議規程」という。）第2条第2項及び第7条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の運営会議の組織及び運営について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 運営会議の委員は、17名以内とし、運営会議規程第2条第1項第1号に規定する委員は過半数とする。

(議長及び副議長)

第3条 運営会議に議長及び副議長各1人を置く。

2 議長は、委員のうち研究所の職員である者のうちから、副議長は委員のうち研究所職員以外の者のうちから、それぞれ運営会議において選出する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

4 所長選考において、議長及び副議長が所長候補適任者に選出された場合は、所長候補者選考委員会委員長が所長選考に係る議事の議長の職務を行う。

(招集)

第4条 運営会議は、総合地球環境学研究所長の求めに応じ、議長が招集する。

(議事)

第5条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要に応じて運営委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 運営会議の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、運営会議の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て所長が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。